

1/29页

# 広島県議ら35人「起訴相当」

# 河井法相買収事件問われる首相責任

検察審査会議決

元正義院議員の辻井亮行元法相は「選法違反罪で懲役3年の実刑確定」され、任に就くことなく引退する。

議論が多くあります。広島県は岸田文雄首相の地元でもあり、事実の説明と説明責任が首相に問われています。訴訟相当となりました。

から、2019年の参院選をめぐり現金を受け取った人をされる自民党の広島県議など100人について、東京第6検察審査会は28日までに、うち35人を「起訴相当」とする議決を出し、同

「起訴相当」となった35人について東京地検が再捜査し、処分を決めます。再び不起訴となり、検察が2回目の「起訴相当」を議決した場合は強制起訴となります。

う立場で違法な現金を受領したのに辞職すらしていない場合は、「自己の犯罪行為の重大性を認識しているのか甚だ疑問である」と指摘。そのうえで公職にありうる万円以上の金品をもらつ

公表しました。

ほかの46人は「不起訴不当」となり、検察が再捜査します。残る19人が「不起訴」に返金や辞職しなかつた者について、「責任の重さ、情状の悪質性に鑑み起

話すのが相手にこしま  
た。

また議決書は、公選法が國民主権を守るために重要な法律であり、違反行為を

と指摘。買収した京行元法相、妻の案里・元自民党参院議員川有罪確定」のみが罰せられて、受領側が処罰されないのは「重大な違法行為である」と見失わせるおそれがある」と結論付けました。

受領側については検察が  
昨年7月に不起訴と判断。  
処分を不服として広島県内  
の市民団体のメンバーが検  
査に審査を申し立てていま  
した。議決は昨年12月23日